

# 秋田県医療福祉ヘルスケア関連企業ガイドブック作成業務委託 企画提案競技審査会要領

## 1 目的

この要領は、秋田県医療福祉ヘルスケア関連企業ガイドブック作成業務委託の委託候補者を選定するための審査に関して必要な事項を定めるものである。

## 2 審査会の設置

秋田県産業労働部新産業創造課（以下「新産業創造課」という。）内に審査会を設置し、事務局は、同課産学官連携チームに置く。

## 3 審査員

- (1) 審査会の審査員は、次の者をもって構成する。
  - ① 新産業創造課長
  - ② 新産業創造課長が指名する者2名程度
- (2) 審査会長は、新産業創造課長をもって充てる。

## 4 審査方法

- (1) 審査は、提出された会社概要、企画提案書、経費見積書、その他の書類による書面審査により行う。
- (2) 審査は、5の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けする。
- (4) 企画提案書提出者が1者である場合も審査を行い、各審査員の評価や意見をもとに業務遂行能力の有無を判断する。

## 5 審査項目、審査基準及び配点

- (1) 企画力（50点）
  - ・委託事業の目的に沿った内容となっているか。
  - ・表紙のデザインは、学生向けとして適切か。
- (2) 実施体制（20点）
  - ・提案内容を確実に履行できる実施体制となっているか。
  - ・類似事業の受託実績が十分あるか。
- (3) 実施スケジュール（10点）
  - ・実施スケジュールは妥当か。
- (4) 費用対効果（10点）
  - ・見積金額及び積算内訳は妥当か。
- (5) その他（10点）
  - ・賃金水準向上への取組状況
  - ・女性の活躍推進への取組状況

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会長が別に定める。